【繰越・積立関係】

中山間地域等直接支払交付金の繰越・積立に係る変更届の作成について

中山間地域等直接支払交付金において、受取った交付金を積み立てたり、繰越したりする場合は、その使途や金額等について**必ず協定書に記載する必要があります。**

当初の協定書に計画した内容と異なる繰越や積立を実施する場合には、三原市ホームページに掲載している様式のうち『変更届』と『交付金の使用方法等』を作成し、提出してください。

**●提出物**

①　中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定の変更届

②　交付金の使用方法等（２号様式）

※ 様式等は三原市のホームページからダウンロードできます。

**●提出期限**

**令和８年４月８日（水）**

**●提出先**

三原市経済部農林水産課、または各支所地域振興課

問い合わせ先

三原市経済部農林水産課　　担当：淺沼、大西　電話0848－67－6077

本郷支所地域振興課　　担当：増谷、松森　電話0848－86－1113

久井支所地域振興課　　担当：松本　　　電話0847－32－7113

大和支所地域振興課　　担当：中谷　　　電話0847－33－0229

問い合わせ先

三原市経済部農林水産課　　担当：松本、大西　電話0848－67－6077

本郷支所地域振興課　　担当：増谷　　　　電話0848－86－1116

久井支所地域振興課　　担当：﨑原　　　　電話0847－32－7113

大和支所地域振興課　　担当：中谷　　　　電話0847－33－0229